

大市総第 0622 号

令和 7 年 1 月 18 日

大村市議会議長

大村市議会議員

大村市各行政委員会委員長 殿

大村市監査委員

各報道機関

大村市長 園田 裕史

市議会定例会の招集について（通知）

のことについて、別紙（写）のとおり告示したので通知します。

大村市告示第144号

大村市議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年11月18日

大村市長 園田 裕史

1 招集日時 令和7年11月27日（木）午前10時

2 招集場所 大村市議会議場

市議会定例会付議事件表

第107号議案	大村市企業版ふるさと納税基金条例……………	(1)
第108号議案	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………	(3)
第109号議案	大村市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例……	(5)
第110号議案	大村市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例	(16)
第111号議案	大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例……………	(17)
第112号議案	大村市自然共生型アウトドアパーク条例の一部を改正する条例……………	(19)
第113号議案	大村市体育施設条例の一部を改正する条例……………	(20)
第114号議案	大村市総合計画基本構想の策定について……………	(別冊)
第115号議案	損害賠償の額を定め和解することについて……………	(21)
報告第28号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）……………	(22)
報告第29号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）……………	(24)
第116号議案	令和7年度大村市一般会計補正予算（第5号）	
第117号議案	令和7年度大村市モーターボート競走事業会計補正予算（第2号）	
第118号議案	令和7年度大村市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	
第119号議案	令和7年度大村市鬼橋坂口線周辺整備事業特別会計補正予算（第1号）	

第107号議案

大村市企業版ふるさと納税基金条例

(設置)

第1条 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てるため、大村市企業版ふるさと納税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年11月27日提出

大村市長 園田 裕史

(提案理由)

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てることを目的とする基金を設置するため、この条例案を提出するものである。

第108号議案

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年大村市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表中「171,000円」を「184,000円」に、「56,000円」を「60,000円」に、「48,000円」を「51,500円」に、「37,000円」を「40,000円」に、「21,500円」を「23,000円」に、「5,600円」を「6,000円」に、「43,000円」を「46,000円」に、「29,000円」を「31,000円」に、「8,000円」を「8,600円」に、「6,700円」を「7,200円」に、「36,000円」を「38,500円」に、「17,000円」を「18,300円」に改める。

第2条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表中「46,000円」を「58,000円」に、「31,000円」を「35,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例中第1条の規定は令和8年4月1日から、第2条の規定は同年7月20日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定は、令和8年7月20日以後の農業委員会会長、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員（以下「農業委員会会長等」という。）の報酬について適用し、同日前の農業委員会会長等の報酬については、なお従前の例による。

令和7年11月27日提出

大村市長　園　田　裕　史

(提案理由)

特別職の職員で非常勤のものの報酬の額を改定するため、この条例案を提出するものである。

第109号議案

大村市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(大村市職員の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 大村市職員の旅費に関する条例（昭和32年大村市条例第23号）の一部を次のように改正する。

「第1章 総則」を削る。

第2条第1項第2号中「勤務場所」の次に「(任命権者又はその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所)」を加え、同項中第4号を第6号とし、同項第3号中「扶養親族」を「家族」に、「届け出をしないが」を「婚姻の届出をしていないが、」に、「以下」を「次号において」に、「主として職員の収入によって生計を維持している」を「職員と生計を一にする」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号の2中「採用された職員」を「新たに採用された職員のうち、本市の要請により職員となったものその他規則で定めるもの」に、「、その」を「その」に、「旧在勤所」を「旧在勤地」に、「新在勤所」を「新在勤地」に改め、同号を同項第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

第2条第1項に次の1号を加える。

(7) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。）を締結したものをいう。

第2条第2項及び第3項を削る。

第3条第2項中「が次の」を「又はその遺族が次の」に、「旅費」を「、旅費」に

改め、同項第1号中「当該退職」を「当該退職等」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

第3条第3項中「(昭和25年法律第261号)」を削り、「若しくは」を「又は」に、「になった場合には」を「となったときは」に、「同項」を「、同項」に改め、同条第4項中「出張した」を「旅行した」に、「その者に対し」を「、その者に対し、」に改め、同条第5項中「出張させる」を「旅行させる」に、「旅費」を「、旅費」に改め、同条第6項中「、第4項及び前項」を「及び前2項」に改め、「その出発前に」を削り、「、出張命令等を取り消され」を「旅行命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け」に、「において、当該出張」を「その他規則で定める場合には、当該旅行」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「なった金額」を「なる金額又は支出を要する金額で規則で定めるもの」に改め、同条第7項中「出張中交通機関の事故又は」を「、旅行中」に、「市長が」を「規則で」に、「受けた額」を「受けた旅費額」に改め、「相当する金額」の次に「。以下この項において同じ。」を加え、「支給する」を「支給することができる」に改め、同条に次の1項を加える。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）」を「旅行命令権者」に改め、「旅行依頼（以下）の次に「この条及び次条において」を加え、同条第2項中「、公務」を「公務」に、「かつ」を「、かつ、」に改め、同条第3項中「を変更（取り消を含む。以下同じ。）する」を「の変更をする」に、「認めた」を「認める」に、「場合には」を「ときは、」に、「によって」を「による」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第4項本文中「旅行命令を」を「旅行命令等を」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、「以下」の次に「この条において」を加え、「当該旅行に関する」を「規則で定める」に、「、これ」を「、当該事項」に改め、同項ただし書中「出張命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、これを提示する」を「旅行命令書等に当該事項を記載する」

に、「口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる」を「この限りでない」に改め、「この場合において、旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、できるだけ速やかに旅行命令書等に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。」を削り、同条第5項を次のように改める。

5 前項ただし書の規定により、旅行命令書等に同項に定める事項を記載しなかつた場合には、できるだけ速やかに旅行命令書等に当該事項を記載しなければならない。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改め、同条第2項中「速やかに」の次に「旅行命令権者に」を加える。

第6条及び第6条の2を削る。

第7条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(旅費の計算)」を付し、同条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、次条から第17条までに規定する種目及び内容に基づき」を加え、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の種目)

第7条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。

第8条から第12条までを次のように改める。

(鉄道賃)

第8条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第11条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金

- (5) 特別車両料金（市長等に限る。）
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合は、最下級（市長等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。
(船賃)

第9条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第11条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金（市長等に限る。）
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合は、最下級（市長等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。
(航空賃)

第10条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付隨する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合は、最下級（市長等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とす

る。

(その他の交通費)

第11条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(宿泊費)

第12条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

「第2章 旅費」を削る。

第13条から第19条までを次のように改める。

(包括宿泊費)

第13条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びに当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第14条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。

2 宿泊手当の額は、宿泊費又は包括宿泊費について規則で定める場合に該当する

ときは、前項の規定にかかわらず、規則で定める額とする。

(転居費)

第15条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第17条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第16条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の額の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第17条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の額の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合は、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(旅費の支給額の上限)

第18条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第8条第1項各号、第9条第1項各号、第10条第1項各号及び第11条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）

及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第12条、第13条、第15条、第16条及び前条第1項並びに第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

（旅費の請求手続）

第19条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な資料を添えて、これを当該旅費又は当該金額の支出をする者（以下「支出命令者」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることはできない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 支出命令者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。
- 4 支出命令者は、その支出した概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出命令者がその後においてその者に対し支出する給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。
- 5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。
- 6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、

支出命令者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

7 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、規則で定める。

第19条の2から第19条の4までを削る。

第20条を次のように改める。

(随行旅費)

第20条 職員が公務のため、上級の職員に随行して旅行する場合の旅費額については、当該上級の職員が受ける旅費額まで増額することができる。

第21条から第23条までを削る。

「第3章 雜則」を削る。

第24条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(旅費の調整)」を付し、同条中「公用の交通機関を利用して旅行した」を「市以外の者から旅費の支給を受ける」に改め、「当該」を削り、「規定により」を「条例の規定による」に、「支給しない」を「支給しないことができる」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第21条とする。

2 任命権者は、旅行者がこの条例又は旅費に関する他の条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長に協議して定める旅費を支給することができる。

第25条を削る。

第26条中「) 第15条第3項若しくは」を「) 第15条第3項又は」に改め、「、又は」の後に「この」を加え、「又は費用」及び「若しくは費用」を削り、同条を第22条とし、同条の後に次の2条を加える。

(退職者等の旅費)

第23条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当する

ものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第24条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

第26条の2を第25条とし、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第26条 支出命令者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令者がその後においてその者に対し支出する給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

別表を削る。

(大村市消防団員給与条例の一部改正)

第2条 大村市消防団員給与条例（昭和27年大村市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条の5第2項中「次の各号に定めるとおりとする」を「一般職の職員の例による」に改め、同項各号を削る。

(大村市実費弁償条例の一部改正)

第3条 大村市実費弁償条例（昭和27年大村市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「行政職2級の職員の例による。ただし、本市内居住者にあっては、特別の理由がある場合を除くほか、日当のみとする。」を削る。

第4条の見出し中「等の支給」を「の支給等」に改める。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年

大村市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「行政職2級」を「一般職」に改める。

(大村市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 大村市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年大村市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項後段を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の大村市職員の旅費に関する条例（以下「改正後の旅費条例」という。）の規定は、施行日以後に改正後の旅費条例第2条第2号に規定する旅行命令権者が改正後の旅費条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行及び改正後の旅費条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に第1条の規定による改正前の 大村市職員の旅費に関する条例（以下「改正前の旅費条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行及び改正前の旅費条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に改正前の旅費条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に改正後の旅費条例第2条第2号に規定する旅行命令権者が改正後の旅費条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、改正後の旅費条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 改正後の旅費条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職（罷免を含む。）、失職若しくは休職（以下「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

4 改正後の旅費条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が

同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、改正前の旅費条例第3条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

5 改正後の旅費条例第26条の規定は、改正後の旅費条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

令和7年11月27日提出

大村市長 園田 裕史

(提案理由)

国家公務員等の旅費に関する法律の改正を踏まえ、職員等に係る旅費の取扱いを見直すとともに、所要の条文整理を行うため、この条例案を提出するものである。

第110号議案

大村市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

大村市福祉医療費の支給に関する条例（昭和48年大村市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者」を「子ども」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大村市福祉医療費の支給に関する条例の規定は、施行日以後の保険給付に係る福祉医療費の支給について適用し、施行日前の保険給付に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

令和7年11月27日提出

大村市長　園田裕史

(提案理由)

子どもに係る福祉医療費の現物給付方式による支給の対象者の範囲を拡大するため、この条例案を提出するものである。

第111号議案

大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大村市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第2項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「、利用開始時の」を「、同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

(大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年大村市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「次号」の次に「並びに第25条」を加える。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改め

る。

(大村市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 大村市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年大村市条例第19号) の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(大村市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 大村市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年大村市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年11月27日提出

大村市長 園田 裕史

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）等の改正に伴い、家庭的保育事業所等における健康診断の実施に係る基準を見直すとともに、所要の条文整理を行うため、この条例案を提出するものである。

第112号議案

大村市自然共生型アウトドアパーク条例の一部を改正する条例

大村市自然共生型アウトドアパーク条例（令和6年大村市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

3 ジップトリップコースの位置は、大村市東野岳町1097番地1とする。

別表中

「	キャノピーコース（用具の利用を含む。）	1回につき	3,500円	」を
「	キャノピーコース（用具の利用を含む。）	1回につき	3,500円	」に
	ジップトリップコース（用具の利用を含む。）	1回につき	3,500円	

改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の大村市自然共生型アウトドアパーク条例の規定による指定管理者が行うジップトリップコースの利用料金の設定については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

令和7年11月27日提出

大村市長　園　田　裕　史

（提案理由）

自然共生型アウトドアパークのアウトドア施設としてジップトリップコースを設置するとともに、その利用料金の上限額を定めるため、この条例案を提出するものである。

第113号議案

大村市体育施設条例の一部を改正する条例

大村市体育施設条例（平成17年大村市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第2の6の表多目的広場の項中「300円」を「500円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の大村市体育施設条例の規定による大村市総合運動公園の多目的広場の利用の許可及び使用料の徴収については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

令和7年11月27日提出

大村市長 園田 裕史

(提案理由)

大村市総合運動公園の多目的広場における人工芝の整備に伴い、使用料を改定するため、この条例案を提出するものである。

第115号議案

損害賠償の額を定め和解することについて

焼却灰運搬車（リース車）の水没事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

大村市長 園田裕史

1 損害賠償及び和解の相手方

[REDACTED]

2 和解条項の要旨

- (1) 大村市は、相手方に対し、金4,672,115円を支払う。
- (2) 相手方は、大村市に対して、本件に関し今後上記の和解金を除き一切の請求をしない。

報告第28号

専決処分の報告について

電気料金等の支払遅延による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和7年11月27日提出

大村市長 園田 裕史

(別添)

専決番号	専決処分年月日	損害賠償の額	損害賠償の相手方	概要
21	令和7年11月10日	19円	九州電力株式会社	令和5年4月分の電気料金について支払期限を超過したことにより、遅延損害金が発生したもの (都市整備部)
22		3,463円	日本郵便株式会社	令和5年10月分の郵便料金について支払期限を超過したことにより、遅延損害金が発生したもの (福祉保健部)
23		7,738円	国	令和5年度障害児通所給付費の国庫負担金返還金について支払期限を超過したことにより、延滞金が発生したもの (福祉保健部)

報告第29号

専決処分の報告について

大村市環境センターにおける自動車損傷事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和7年11月27日提出

大村市長 園田 裕史

専決第24号

専 決 処 分 書

大村市環境センターにおける自動車損傷事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例（昭和28年大村市条例第63号）本則第3号及び第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年11月12日

大村市長 園田 裕史

1 損害賠償の額 41,415円

2 損害賠償の相手方
[REDACTED]
[REDACTED]